

あししたの虹

2019年 3月 No.7
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 401
日本国民救援会愛知県本部内 TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355

◆田邊さんの再審請求「棄却」決定

1月25日、名古屋高等裁判所刑事第1部（山口裕之裁判長）は、田邊さんが2016年7月15日に出した再審請求を棄却する不当決定を出しました。



「不当決定」の垂れ幕を掲げる
若手弁護士たち（1月25日、午
前10時過ぎ、名古屋高裁前で

「守る会」は、全会員と救援会などの支援団体に呼びかけ、この日の9時半から裁判所前で集会を開きました。近県だけでなく、東京や大阪、兵庫を始め、遠くは大分からも支援者が駆けつけ、その数は50名を数えました。また、更にそれを上回る報道陣が押し寄せ、テレビの夕方からの報道番組では民放の5局全てとNHKで決定のニュースが伝えられ、豊川事件に対する世間の関心の高さが強く感じられました。

国民救援会中央本部
鈴木副会長 →



裁判所に、怒りのシュプレヒコール

10時過ぎ、後藤弁護団長から「再審請求棄却」の報告がありました。「不当決定」を出した山口裁判長は、「自白の信用性は揺るがない」「新証拠は無罪を言い渡すべき明らかな証拠には当たらない」としましたが、この裁判で名古屋高裁は現場を視察せず、弁護側、検察側を交えた三者協議も開かず、まともな証拠調べもしませんでした。

報告を受けた参加者は、裁判所に向かって怒りのシュプレヒコールを行った後、40名ほどが裁判所内の刑事訟廷事務室に詰めかけて守る会の声明文を手渡すと共に、一人ひとりが怒りの気持ちを刑事訟廷管理官に伝えてきました。



弁護団は午後1時から記者会見を開き、弁護団長は「要請した三者協議を行わず、新証拠を真剣に検討したとは思えない結論ありきの決定で、とうてい承服できない。この程度の内容に2年半もかかったのか」と憤りました。

続いて開かれた支援者集会では、裁判所が本来の仕事をしなかったこと、まったく誠意の見られない決定の出し方と内容であったことを糾弾する思いが口々に語られました。

守る会の渡辺事務局長は、「これからも豊川の事件支援を訴えてゆく中で、再審に関わる法律を変えなければならないことも訴えて行く」と決意を述べ、最後は守る会の磯貝さんの団結ガンバローで、会を締めくくりました。

なお、弁護団は1月28日に異議申立をしました。

◆2月14日、福井刑務所の田邊さんと面会

豊川から福井刑務所の田邊さんへの面会は3度目となりますが、今度の面会者は、福住幹生会長、磯貝勝さん、白井ゆき子さんの3名。

以下は、磯貝さんのレポートからの抜粋です。



左から磯貝さん、福住会長、白井さん

今回は積雪の心配があり、JR利用でしたが、福井は寒かったです。また、「再審請求棄却」後の面会のため、気が重い状況でしたが、「この時期に行って大変良かった」と3人とも思いました。

我々の訪問に際し、田邊さんは手放しで喜び、歓迎してくれました。顔はフックラ温厚に、髪はサッパリ、スツキリで、我々の「宣伝チラシの中の田邊さんとは別人」のようでした。男前になり、初めての対面に3人とも、ホッと胸をなで下ろしました。次に、やりとりの一部を紹介します。

①不当決定直後の27日に世話人会で作成した「激励色紙(寄せ書き)」を面会窓にあてがい、世話人の声を伝え、激励しました。田邊さんは大変喜んで、ジッと色紙を見ていました。

②一人部屋にテレビはあるが、暖房器具がなく寒い。不当決定の報道は見えていない。弁護士から伝え聞いただけ……と。

持参した1月25日の弁護団声明や26日の朝刊6紙分の記事、救援新聞(豊川支部版・愛知県版・中央本部版)、テレビ局6社の取材、ニュース報道などを伝えると、愛知のマスコミ報道の盛り上がりには驚き、面会室の窓越しにあてがった記事を食べるように読み込んでいました。

③毎月、父親が面会に来てくれるが、母親の体調が心配だ。明日は「危険物取扱者」の試験がある。あと1年農業園芸科を希望したい。などなど。

田邊さんに激励のお手紙を出して下さい

【宛先】

今年の9月30日までは福井刑務所にいます
〒918-8101 福井市一本木町52 田邊雅樹

◆決定を受けて、学習会(2月24日)

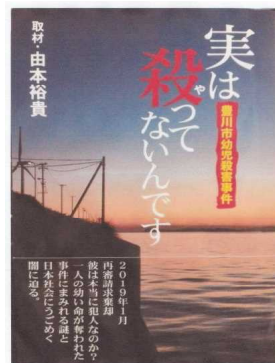
講師は弁護団の田嶋久資弁護士。豊川市勤労福祉会館での学習会には、名古屋、知多、西三河などからの方も含め58名の参加がありました。

田嶋先生は、まず再審制度の目的について述べた上で、それとの比較において今回の決定の不当性を解説しました。自白しかなく、犯人しか知り得ない「秘密の暴露」もないのに有罪にした確定判決の不合理性に対して、弁護団は田邊さんの自白供述の不自然・不合理な点から無罪を主張する33点もの新証拠を出したのに、科学的な観点からまともに答えようとしない決定を出したことを厳しく批判する内容でした。

先生は最後に、憲法13条、31条、刑事訴訟法1条から見た再審制度の問題点に触れ、証拠開示の必要性を強調されました。

豊川幼児殺人事件の本が出版されました

「豊川幼児殺人事件」を紹介する初めての書籍が出版されました。著者は、豊橋の東愛知新聞社の由本裕貴という記者で、上記の学習会でも発言してくれました。この本は彼の自費出版です。



由本記者はいつも私たちの活動を積極的に報道し続けてくれています。彼の幅広い取材による、事件の発端から今回の再審請求棄却までのドキュメントを読んだ方は、きっと田邊さんの冤罪を確信してくださると思います。

支援の輪をより強く大きくするために、是非とも一人でも多くの方にお買い求めいただきたい本です。皆様からの注文をお待ちしています。

○この本は、3月12日に誕生日プレゼントとして刑務所の田邊さんに贈呈しました。

◆署名用紙を新しくしました

弁護団の異議申立により、裁判は名古屋高裁刑事第2部に舞台を移しました。私たちの活動も新しい署名用紙を用いて再スタートを切りました。また一からの出直しですが、ご協力を宜しく願います。

◆今年の総会は8月3日(土)

全国現地調査も行う予定で準備を始めました。